

事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

1．改正の背景

国は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）等について、介護報酬にかかる改定と併せて社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、3 年に 1 度改正を行ってきております。

令和 6 年度におきましては、国は人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「自立支援・重度化防止に向けた対応」、「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、運営基準等の省令等について一部改正を行うものとしております。

2．国の改正法令

- (1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- (2) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- (3) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
- (4) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

3．改正する主な内容

いずれも国の定めた基準どおりに改正

【議案第 15 号】宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

【議案第 16 号】宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

【議案第 17 号】宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

【議案第 18 号】宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

【議案第 15 号】、【議案第 16 号】

(1) 「書面掲示」規制の見直し

追加した内容	改正する条例	
	第 15 号	第 16 号
事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業所内での「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（法人のホームページ又は介護サービス情報公表システム等）に掲載することを義務付ける。その際、1年の経過措置を設けることとする。	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">定巡</div> 第 33 条 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">夜間</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地密^テイ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">認知^テイ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">小多機</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">GH</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地密特定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地密特養</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">看多機</div> （準用条文のため改正無）	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">認知^テイ</div> 第 35 条 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">小多機</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">GH</div> （準用条文のため改正無）

(2) 管理者の兼務範囲の明確化

追加した内容	改正する条例	
	第 15 号	第 16 号
提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">GH</div> 第 118 条	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">GH</div> 第 85 条

(3) 介護現場の生産性の向上

追加した内容	改正する条例	
	第 15 号	第 16 号
介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">小多機</div> 第 103 条の 2 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">GH</div> 第 125 条 （準用） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地密特定</div> 第 145 条 （準用） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地密特養</div> 第 174 条	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">小多機</div> 第 69 条の 2 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">GH</div> 第 92 条 （準用）

	(準用) 看多機 第 201 条 (準用)	
--	--------------------------------	--

(4) 身体的拘束等の適正化の推進

追加した内容	改正する条例	
	第 15 号	第 16 号
当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。	定巡 第 23 条 第 41 条 夜間 第 49 条 第 56 条 地密テイ 第 57 条の 7 第 57 条の 18 第 57 条の 28 第 57 条の 35 認知テイ 第 66 条 第 76 条	認知テイ 第 24 条 第 43 条
短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。	小多機 第 89 条 看多機 第 195 条	小多機 第 55 条

(5) 協力医療機関との連携体制の構築

追加した内容	改正する条例	
	第 15 号	第 16 号
高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。 ア 以下の要件を満たす協力医療機関（ の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たす	GH 第 122 条 地密特定 第 143 条 地密特養 第 169 条	GH 第 89 条

<p>こととしても差し支えないこととする。)。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。</p> <p>入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</p> <p>診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</p> <p>入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</p> <p>(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ)</p> <p>イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。</p> <p>ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。</p>		
---	--	--

(6) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

追加した内容	改正する条例	
	第15号	第16号
<p>新興感染症の発生時等に、施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。</p>	<p>小多機 第122条 地密特定 第143条 地密特養 第169条</p>	<p>GH 第89条</p>

(7) サービス内容の明確化

追加した内容	改正する条例	
	第15号	第16号
<p>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)による介護保険法の改正により、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービ</p>	<p>看多機 第195条</p>	

スが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正を行う。		
-------------------------------	--	--

(8) 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け

追加した内容	改正する条例	
	第 15 号	第 16 号
あらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを義務づける。	地密特養 第 163 条	

(9) ユニットケアの質の向上のための体制の確保

追加した内容	改正する条例	
	第 15 号	第 16 号
ユニットケアの質の向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。	地密特養 第 185 条	

・ 地域密着型サービス種別の略称

- 定巡・・・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間・・・夜間対応型訪問介護
- 地密デイ・・・地域密着型通所介護
- 認知デイ・・・認知症対応型通所介護
- 小多機・・・小規模多機能型居宅介護
- GH・・・認知症対応型共同生活介護
- 地密特定・・・地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地密特養・・・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 看多機・・・看護小規模多機能型居宅介護

【議案第 17 号】、【議案第 18 号】

(1) 「書面掲示」規制の見直し

追加した内容	改正する条例	
	第 17 号	第 18 号
事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業所内での「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（法人のホームページ又は介護サービス情報公表システム等）に掲載することを義務付ける。その際、1年の経過措置を設けることとする。	第 25 条	第 24 条

(2) 身体的拘束等の適正化の推進

追加した内容	改正する条例	
	第 17 号	第 18 号
当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。	第 32 条	第 31 条

(3) 管理者の兼務範囲の明確化

追加した内容	改正する条例	
	第 17 号	第 18 号
提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。	第 6 条	

(4) 公正中立性の確保のための取組の見直し

追加した内容	改正する条例	
	第 17 号	第 18 号
事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 前 6 月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合 ・ 前 6 月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合 	第 7 条	

(5) 指定介護予防支援事業者の対象拡大等

追加した内容	改正する条例	
	第 17 号	第 18 号
介護予防支援の実施に係る指定の申請について、地域包括支援センターの設置者に加えて指定居宅介護支援事業者も行うことができるものとする。		第 5 条 第 6 条 第 7 条 第 13 条 第 15 条

(6) 指定介護予防支援事業者の対象拡大等

追加した内容	改正する条例	
	第 17 号	第 18 号
指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が、通常の事業交通費の支払いを受けることができること。		第 13 条

4 . 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

ただし、 については、経過措置有り

資料 P2～P7「追加した内容」の一覧表(印のあるものは、経過措置のある改正)

議案		追加した内容								
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
第15号	定巡	第33条			第23条 第41条					
	夜間	(準用)			第49条 第56条					
	地密イ	(準用)			第57条の 7,18,28,35					
	認知イ	(準用)			第66条 第76条					
	小多機	(準用)		第103条 の2	第89条					
	GH	(準用)	第118条	第125条		第122条	第122条			
	地密特定	(準用)		第145条		第143条	第143条			
	地密特養	(準用)		第174条		第169条	第169条		第163条	第185条
	看多機	(準用)		第201条	第195条			第195条		
第16号	認知イ	第35条			第24条 第43条					
	小多機	(準用)		第69条 の2	第55条					
	GH	(準用)	第85条	第92条		第89条	第89条			

議案		追加した内容					
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
第17号	サ-ビス種別 居宅介護支援	第25条	第32条	第6条	第7条		
第18号	介護予防支援	第24条	第31条			第5条 第6条 第7条 第13条 第15条	第13条